

令和元年 6 月 6 日

**消費者庁や国民生活センターの職員を名のる者が
「弁護士手続をすればお金が戻ってくる」として
金銭を要求する事案にご注意ください**

1. 概要

最近、「消費者庁 国民生活センター 東京支部の職員」を名のる者が自宅を訪問し、弁護士手続をすれば過去の消費者被害の回復を図ることができる旨を告げ、着手金として 250 万円の金銭を要求する事案があったとの情報が寄せられています。

2. ご注意ください!

消費者庁や独立行政法人国民生活センターの職員が個別に訪問し、金銭を要求するようなことは一切ありません。このような不審な人物の訪問があった場合には話を聞かず、対応に困ったら、最寄りの警察や消費生活センター（※）に相談しましょう。

※困ったときは、一人で悩まずに、消費者ホットライン「188（いやや!）」番にご相談ください。地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。

【本件問合せ先】

消費者庁総務課 大野、當麻、琴野、小林
電話：03-3507-9151（直通）
FAX：03-3507-9275